

補助金等審査判定シート

※支出が義務付けられている補助金等は、この限りではない。

① 公益性	START	<p>ア 以下のような視点を総合的に判断して、公益性があると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の町民の利益につながるもの ・町の施策(総合計画等)の推進につながるもの ・町民の社会保障につながるもの 	NO → D判定
② 必要性		<p>イ 社会経済情勢、町民のニーズ等に合致している</p> <p>ウ 町が直営でやるべきでない(町民との協働・コスト縮減等の点から)</p> <p>エ 他に供給主体がない(民間と競合していない)</p> <p>オ 現時点では、自主自立が不可能である</p>	NO → D判定
③ 性質		<p>1 運営費 2 事業費 3 扶助費 4 その他</p>	
④ 妥当性		<p>カ 応分の自己負担を徴収している</p> <p>キ 多額の繰越金が発生していない</p> <p>ク 対象事業費は妥当な額である</p> <p>ケ 10万円を下回るような零細な補助、負担、交付ではない</p> <p>コ 経費(運営費、事業費)に不適切な経費を含まない</p> <p>カ 経費(運営費、事業費)に対する補助金等の割合が70%を超えない</p>	NO → D判定
⑤ 効果		<p>シ 効果が非常に高く、さらに充実・強化を図るべきである</p>	NO → B判定
判定結果		<p>A 拡充 充実・強化して交付すべきもの</p> <p>B 継続 今後も継続して交付すべきもの</p> <p>C 縮減 縮減を図って交付すべきもの</p> <p>D 廃止 廃止すべきもの</p>	
(補足)		<p>→ 終期を設定すべきもの 概ね平成〇〇年度まで</p> <p>→ 救済すべきもの 救済シートへ</p>	

C、D 判定補助金等救済シート

C 判定

D 判定

以下のような視点を加味して、総合的に判断

- ・現在の社会経済情勢には合致しないが、長期的な視点に立って、将来のまちづくりのため必要である。
- ・町が特に重点的に推進している事業に該当する。
- ・特定の町民の利益となるが、ナショナル・ミニマムの確保(最低限の生活保障)のため必要である。
- ・応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある。
- ・10万円未満の零細な補助、負担、交付であるが、団体等にとって補助金等が必要不可欠である客観的かつ合理的な理由がある。
- ・経費に対する補助金等の割合が70%を超える客観的かつ合理的な理由がある。

B' **継続**

今後も継続して交付すべきもの

C' **縮減**

縮減を図って交付すべきもの

D' **廃止**

廃止すべきもの

終期を設定すべきもの **概ね平成〇〇年度まで**